旭医大達第４号
令和３年１月６日

旭川医科大学年俸制教員(退職手当相当額前払い型)給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長　吉 田 晃 敏

旭川医科大学年俸制教員(退職手当相当額前払い型)給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学年俸制教員(退職手当相当額前払い型)給与規程（平成27年旭医大達第25号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を，同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
（略） （給与の種類） 第2条　年俸制教員の給与は，基本年俸，業績変動賞与及び諸手当とする。 2　諸手当は，管理職手当，学長補佐等手当，扶養手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，放射線取扱手当，高気圧治療室内作業手当，超過勤務手当，休日手当，夜勤手当，宿日直手当，術後管理手当，救急勤務医等手当，ドクターヘリ搭乗手当，分娩手当，時間外手術等手当，分娩待機手当，保健管理センター業務手当及び学位論文審査手当とする。 （給与の支給日等） 第3条　基本年俸及び諸手当の計算期間は，1の月の初日から末日までとする。 （略） 5　放射線取扱手当，高気圧治療室内作業手当，超過勤務手当，休日手当，夜勤手当，宿日直手当，術後管理手当，救急勤務医等手当，ドクターヘリ搭乗手当，分娩手当，時間外手術等手当，分娩	（略） （給与の種類） 第2条　年俸制教員の給与は，基本年俸，業績変動賞与及び諸手当とする。 2　諸手当は，管理職手当，学長補佐等手当，扶養手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，放射線取扱手当，高気圧治療室内作業手当，超過勤務手当，休日手当，夜勤手当，宿日直手当，術後管理手当，救急勤務医等手当，ドクターヘリ搭乗手当，分娩手当，時間外手術等手当及び分娩待機手当とする。 （給与の支給日等） 第3条　基本年俸及び諸手当の計算期間は，1の月の初日から末日までとする。 （略） 5　放射線取扱手当，高気圧治療室内作業手当，超過勤務手当，休日手当，夜勤手当，宿日直手当，術後管理手当，救急勤務医等手当，ドクターヘリ搭乗手当，分娩手当，時間外手術等手当及び分

待機手当，保健管理センター業務手当及び学位論文審査手当は，当該手当の支給要件が生じた月の翌月の基本給の支給日に支給する。 （略） （諸手当） 第10条　諸手当は，職員給与規程第18条，第18条の2，第20条，第22条から第24条，第27条，第28条，第31条から第34条の2，第34条の4及び第34条の6から第34条の11の規定を適用又は準用して支給する。 （略） 附　則 この規程は，令和３年１月６日から施行し，改正後の第2条第2項，第3条第5項及び第10条第1項の規定は，令和3年1月1日から適用する。 【改正理由】 保健管理センター業務手当及び学位論文審査手当の新設に伴い，年俸制教員（退職手当相当額前払い型）を当該手当の支給対象とするため，所要の改正を行うものである。	娩待機手当は，当該手当の支給要件が生じた月の翌月の基本給の支給日に支給する。 （略） （諸手当） 第10条　諸手当は，職員給与規程第18条，第18条の2，第20条，第22条から第24条，第27条，第28条，第31条から第34条の2，第34条の4，第34条の6，第34条の7及び第34条の8の規定を適用又は準用して支給する。 （略）